

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4043891号  
(P4043891)

(45) 発行日 平成20年2月6日(2008.2.6)

(24) 登録日 平成19年11月22日(2007.11.22)

(51) Int.Cl. F I  
**B 6 5 D 83/40 (2006.01)** B 6 5 D 83/14 E  
**B 0 5 B 9/04 (2006.01)** B 0 5 B 9/04

請求項の数 3 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2002-253206 (P2002-253206)	(73) 特許権者	000006909
(22) 出願日	平成14年8月30日 (2002. 8. 30)		株式会社吉野工業所
(65) 公開番号	特開2004-90965 (P2004-90965A)		東京都江東区大島3丁目2番6号
(43) 公開日	平成16年3月25日 (2004. 3. 25)	(74) 代理人	100105326
審査請求日	平成17年3月31日 (2005. 3. 31)		弁理士 吉村 真治
		(72) 発明者	古澤 光夫
			大阪府茨木市宇野辺1-6-9 株式会社
			吉野工業所大阪工場内
		(72) 発明者	荒井 次男
			大阪府茨木市宇野辺1-6-9 株式会社
			吉野工業所大阪工場内
		審査官	窪田 治彦

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 噴出容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

エアゾール容器と、エアゾール容器に設けられた取付部に装着された操作キャップと、操作キャップに係合するロック体、および操作キャップ上方に設けた噴射体とからなる噴出容器であって、

操作キャップは、その外周壁下方が前記取付部にヒンジ部で結合され、ヒンジ部に対向する外周壁の上方部に、外側下方に延び、ロック体と係合する操作片が連設されており、

ロック体は、前記取付部の外周に迴動可能に装着され、操作キャップの操作片を下方に揺動可能とする切欠部を設けた外周壁を具えていることを特徴とする噴出容器。

【請求項2】

ロック体が、板状壁内周に係止片を突設し、操作キャップの外周壁下方に設けた係止突起に係合していることを特徴とする請求項1記載の噴出容器。

【請求項3】

噴射体は、操作キャップの噴射体装着部に装着され、その上方に突出した櫛体であることを特徴とする請求項1または2記載の噴出容器。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、頭髮用品、化粧品、消臭・制汗剤、その他の人体用品、家庭用品、食品等を噴射するエアゾール容器の噴出容器に係わるものである。

## 【 0 0 0 2 】

## 【 発明が解決しようとする課題 】

従来、エアゾール容器の噴出容器は、本体に対して垂直方向に押すものが一般的であり、指自体で直接的に押すものがほとんどであったが、かなりの力を要するので、ワンハンドで使用するのに不便であった。

## 【 0 0 0 3 】

また、上記した従来のものは、一般的にはエアゾール容器のステムに対して挿入された噴出体を指で押す直圧構造であるので、押圧力を軽くすることができず、使用用途が限られていた。

## 【 0 0 0 4 】

また更に、上記した従来のものは、不用意な噴出を避けるために、蓋等のカバーを必要としており、部品数が多くなっていた。

## 【 0 0 0 5 】

本発明は、上記問題を解決することを課題として、軽い力でワンハンドで使用でき、不用意な噴出を避けるとともに、部品数が少なく、廉価でかつ用途を広げたエアゾール容器の噴出容器を提供することを目的とする。

## 【 0 0 0 6 】

## 【 課題を解決するための手段 】

本発明は、上記の課題を解決するため、噴出容器として、エアゾール容器と、エアゾール容器に設けられた取付部に装着された操作キャップと、操作キャップに係合するロック体、および操作キャップ上方に設けた噴射体とからなる噴出容器であって、操作キャップに、ロック体と係合する操作片が連設されていることを特徴とする構成を採用する。

## 【 0 0 0 7 】

操作キャップとロック体の具体的な実施形態として、操作キャップは、その外周壁下方が前記取付部にヒンジ部で結合され、ヒンジ部に対向する外周壁の上方部に、外側下方に延び、ロック体と係合する操作片が連設されており、ロック体は、前記取付部の外周に迴動可能に装着され、操作キャップの操作片を下方に揺動可能とする切欠部を設けた外周壁を具えていることを特徴とする構成を採用する。

## 【 0 0 0 8 】

ロック体の実施例として、ロック体が、板状壁内周に係止片を突設し、操作キャップの外周壁下方に設けた係止突起に係合していることを特徴とする構成を採用する。

## 【 0 0 0 9 】

噴射体の実施例として、噴射体は、操作キャップの噴射体装着部に装着され、その上方に突出した櫛体であることを特徴とする構成を採用する。

## 【 0 0 1 0 】

## 【 発明の実施の形態 】

以下、本発明の実施形態について図面を参照して説明する。

図 1 ~ 3 に示すように、本発明の噴出容器は、エアゾール容器 1 と操作キャップ 2、およびロック体 3、噴射体 4 とから構成されている。

## 【 0 0 1 1 】

操作キャップ 2 は、エアゾール容器 1 の傾斜式ステム 5 に嵌合し上方に噴射口 6 を設けた噴射筒 7 と、噴射筒 7 の外側に設けた筒状の外周壁 8 と、噴射筒 7 と外周壁 8 の上方に配設した噴射体装着部 9、およびエアゾール容器 1 の巻締部に装着された円形の取付部 10 とから構成されている。

## 【 0 0 1 2 】

噴射体装着部 9 は、ほぼ角形の台板 11 と、該台板 11 の各周縁に立設された周壁 12、13 を具えている。

台板 11 は、噴射筒 7 の上端に連設され、中央部を円形の突出部 14 とし、外周壁 8 の外形に相当する巾を有する短辺と、外周壁 8 より突出し、所定長さを有する長辺とを有している。

10

20

30

40

50

台板 11 のの長辺側には前記周壁 12 が、短辺側には前記周壁 13 が立設されている。

【0013】

円形の取付部 10 と筒状の外周壁 8 の下端は、ヒンジ部 15 で結合されている。

ヒンジ部 15 に対向する外周壁 8 の中間部には、操作片 16 が設けられており、操作キャップ 2 は、操作片 16 を押圧操作とすることによって、ヒンジ部 15 を中心に揺動可能となっている。

【0014】

操作片 16 は、水平部と下方に延びる傾斜部 16a とを有しており、傾斜部 16a はロック体 3 に係合し、後述するようロック体 3 の位置によって操作キャップ 2 の揺動が制限される。

操作片 16 側の外周壁 8 下方には、ロック体 3 の内周に係合する係止突起 17 が突設されている。

【0015】

ロック体 3 は、図 2, 5 に示すように、馬蹄形状の板状壁 18 と板状壁 18 から垂設された内筒壁 19 と中筒壁 20 並びに外筒壁 21 とから構成されている。

板状壁 18 の内周には、一定範囲にわたって内筒壁 19 より内方に突出する係止片 22 が突設されており、該係止片 22 は、操作キャップ 2 の外周壁 8 に摺接するとともに係止突起 17 と係合し、外周壁 8 の妄動を阻止するようにしている。

【0016】

内筒壁 19 は、操作キャップ 2 の円形の取付部 10 の上面に摺接し、中筒壁 20 は取付部 10 の外周に摺接廻動されるようになっており、ロック体 3 は取付部 10 にスムーズに廻動されるよう装着されている。

外筒壁 21 は、操作片 16 に係合し、操作キャップ 2 の下方への揺動を制限するようになっている。

【0017】

板状壁 18 と外筒壁 21 の一部分が切除され、切欠部 23 が設けられており、該切欠部 23 では操作キャップ 2 の操作片 16 が下方に揺動可能となっている。

【0018】

噴射体 4 は、基台 24 と塗布部 25 とからなり、基台 24 は、中央に噴射通路 26 を有する角形の板状体 27 と、板状体 27 の長辺側の端縁に垂設され、噴射体装着部 9 の周壁 12 の内周に嵌合する壁板 28 と、板状体 27 の短辺側の周壁に垂設され、周壁 13 に嵌合する壁板 29、および噴射口 6 を囲むようにして長手方向に延びる隔板 30 とを具えている。

板状体 27 上方に前記塗布部 25 が設けられており、塗布部 25 は板状体 27 上方に突出した櫛体 31 となっている。

【0019】

次に、本噴出容器の作用効果について説明する。

本噴出容器は、ロック体 3 を、操作キャップ 2 に対してロック位置とロック解除位置に廻動させて位置決めし、操作片 16 の揺動操作を規制するようにしたものである。

【0020】

ロック体 3 を廻動させて、図 5 (b) に示すように、切欠部 23 と操作片 16 が対応するよう位置させ、操作片 16 を指で押すと、図 4 に示すように、操作キャップ 2 の外周壁 8 はヒンジ部 15 を基点として可動され、噴射筒 7 を下方に傾倒するので、ステム 5 が傾倒され、エアゾール容器 1 から内容物が噴出される。

操作片 16 を長くすると操作片 16 がヒンジ部 15 を中心として廻動し、テコの原理が作用し、軽い力でステム 5 の傾倒、噴出が可能となる。

【0021】

また、ロック体 3 を廻動させ、図 5 (a) に示すように、操作片 16 と外筒壁 21 が対応するよう位置させると、操作キャップ 2 の操作片 16 は、図 1 に示すように、下側に屈曲しているので、ロック体 3 の外筒壁 21 の上方角部に当接され、下方への揺動が阻止され

10

20

30

40

50

る。

【 0 0 2 2 】

また、操作キャップ 2 の外周壁 8 に設けた係止突起 1 7 は、常時ロック体 3 の係止片 2 2 に当接し、操作キャップ 2 の上方への移動が阻止されている。

したがって、操作キャップ 2 は、図 1 に示すように、ロック体 3 により完全に上下方向の揺動が阻止され、カバーキャップを必要としない。

【 0 0 2 3 】

前記実施形態では、エアゾール容器のステムを傾斜式としたが、押下げ式ステムとしてもよい。

また、前記実施形態では、塗布部を櫛体としているが、これに限定されるものでなく、従来からあるノズル、スポンジ、刷毛、ボール等、任意のものを選択することができ、それに応じ塗布部装着部の形状を変更することができる。

【 0 0 2 4 】

【発明の効果】

本発明は、上記のように構成されているから、次の効果を奏する。

主要な構成が、エアゾール容器、操作キャップ、ロック体、噴射体から構成されているので、省パーツでコストが廉価にできる。

【 0 0 2 5 】

さらに、操作キャップがヒンジ部を中心に廻動され、屈曲された操作片を指で押すと、押下げ操作がテコの原理を応用しているため、小さい力で操作片を押すことで、ワンハンドでの使用が可能となった。

【 0 0 2 6 】

さらに、操作キャップの揺動は、ロック体により完全に阻止され、みだりに内溶液が吐出されることがなくなった。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の実施形態に係る噴出容器の縦断正面図である。

【図 2】噴出容器の縦断側面図である。

【図 3】噴出容器の平面図である。

【図 4】操作キャップのロックが解除されている状態の縦断正面図である。

【図 5】ロック体の作動説明図で、( a ) は操作キャップのロックが施錠されている状態、( b ) は操作キャップのロックが解除されている状態をしめす図である。

【符号の説明】

- 1 エアゾール容器
- 2 操作キャップ
- 3 ロック体
- 4 噴射体
- 5 ステム
- 6 噴射口
- 7 噴射筒
- 8 外周壁
- 9 噴射体装着部
- 1 0 取付部
- 1 1 台板
- 1 2、1 3 周壁
- 1 4 突出部
- 1 5 ヒンジ部
- 1 6 操作片
- 1 6 a 傾斜部
- 1 7 係止突起
- 1 8 板状壁

10

20

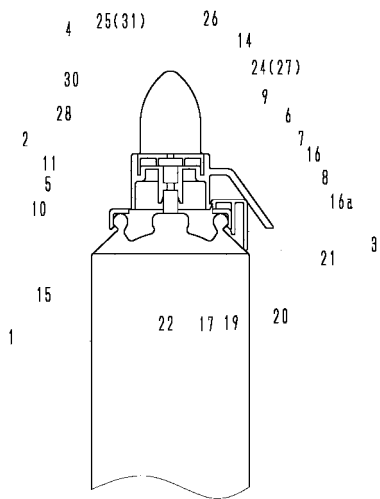
30

40

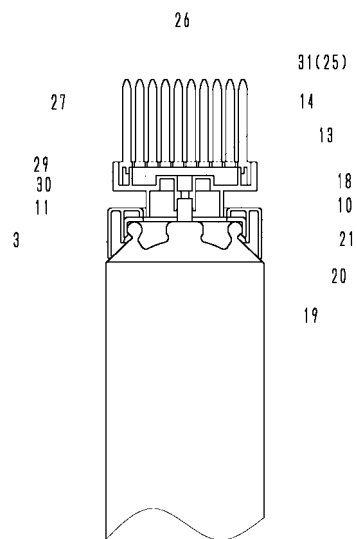
50

- 1 9 内筒壁
- 2 0 中筒壁
- 2 1 外筒壁
- 2 2 係止片
- 2 3 切欠部
- 2 4 基台
- 2 5 基台
- 2 6 喷射通路
- 2 7 板状体
- 2 8、2 9 壁板
- 3 0 隔板
- 3 1 櫛

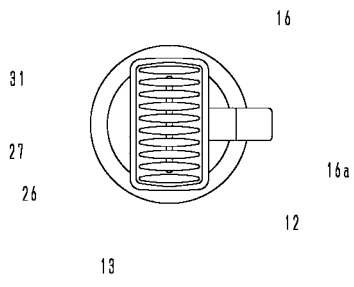
【 図 1 】



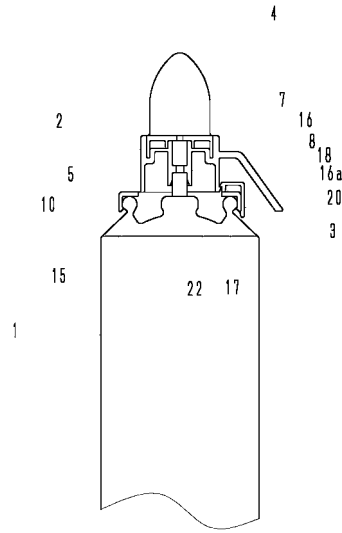
【 図 2 】



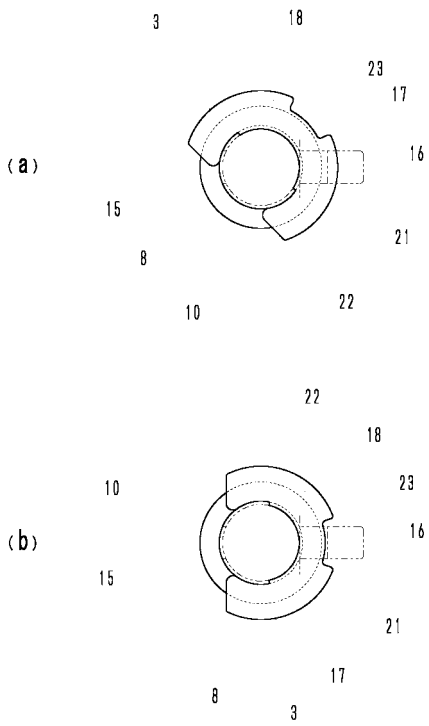
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平 1 1 - 3 4 2 9 8 3 ( J P , A )  
実開昭 6 2 - 1 5 6 3 6 8 ( J P , U )  
実開平 0 6 - 0 7 2 8 8 4 ( J P , U )

(58)調査した分野(Int.Cl. , D B 名)

B65D 83/40  
B05B 9/04